

一般庁舎の管理・運營業務への競争入札導入の検討について

平成 20 年 3 月 28 日

1. 基本方針別表（抄）

6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

(11) 庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討

- 関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札又は民間競争入札の活用について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行い、平成 20 年 5 月末までに結論を得る。

2. 各府省への検討要請

- 基本方針の記載を踏まえ、各府省に対し、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等の導入の検討を下記のとおり改めて要請。

<検討対象>

- ・ 特に 23 区内の一般庁舎について、事業規模、地域性等を踏まえた民間事業者の参入可能性等を勘案した検討を要請
- ・ ただし、23 区外の庁舎についても積極的な検討・提案を要請

<検討期日>

- ・ 4 月中旬

<踏まえるべき事項>

- ・ 昨年の分科会における議論
- ・ 民間事業者の意見・要望
- ・ 施設の管理・運營業務の先行事例
- ・ 施設の管理・運營業務の実施要項標準例の策定

3. 各府省の検討結果を踏まえた対応（案）

- 官民競争入札等を導入する又は導入を検討するとの回答があった府省に対しては、次回の基本方針改定に反映すべく、その内容の具体化を進めるよう要請していく。
- 官民競争入札等を導入しないとの回答があった府省に対しては、その理由等を精査したうえ、再検討要請を行う、ヒアリングを行う等により、引き続き検討を促していく。

以 上

平成19年度 施設・研修等分科会における委員の主なご発言

- 施設の管理・運營業務は、いくつかの府省庁からは前向きな回答が出ているが、府省庁による特殊性は少ないと考えられることから、総じて官民競争入札等の対象とできるのではないか。
- 各府省庁の官民競争入札等の対象とできないとする理由は、総じて説得的ではない。例えば、情報の秘匿性等が指摘されているが、公共サービス改革法に則った民間委託によれば、法により秘密保持義務や「みなし公務員」規定等が課されるため、むしろ情報の秘匿性の面でもメリットがある。
- 業務の包括化、事業期間の長期化により、一般的に、規模の経済などが働き、コストは低減すると考えられる。また、総合評価方式によりサービスの質も担保される。
- 極力包括的に市場化テストの対象とすることにより、現状の官の組織・業務の見直しにつなげていくべきではないか。